

ヘルパーステーション ひまわり

～ 障害者総合支援法に基づく居宅介護 ～

〔利用料金表〕

利用者負担額は原則サービス料金の1割です。

ただし、「障害福祉サービス受給者証」に記載されている負担上限月額が1月の負担上限額となりますので、記載されている金額以上ご負担いただく必要はありません。



≪料金表-基本料金・昼-夜間≫

*令和3年4月1日現在

身体介護	30分未満	30分以上1時間未満
	2,550円(10割) <255単位>	4,020円(10割) <402単位>

家事援助	30分以上45分未満	45分以上1時間未満	1時間以上1時間15分未満
	1,520円(10割) <152単位>	1,960円(10割) <196単位>	2,380円(10割) <238単位>

≪加算項目≫

加算項目	① 初回加算	初回	2,000円(10割) <200単位>
	② 緊急時対応加算	対象者のみ	1,000円(10割) <100単位> (月2回まで)
	③ 特定事業所加算(Ⅱ)	全利用者	所定単位数の10%
	④ 特別地域加算	全利用者	所定単位数の15%
	⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	全利用者	所定単位数に27.4%を乗じた数が自己負担額となります。
	⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	全利用者	所定単位数に7.0%を乗じた数が自己負担額となります。

① 初回加算について

新規に居宅介護計画を作成したお客様に対し、初回（または初回訪問の日の属する月）に、サービス提供責任者が自ら居宅介護を行う場合、または他の訪問介護員等が居宅介護を行う際に同行訪問した場合、初回加算として、200 単位/月 加算されます。2 月以上利用がなかった場合も同様です。

② 緊急時対応加算について

緊急でサービス提供責任者またはその他の居宅介護員等が居宅介護計画にない居宅介護を行った場合、緊急時対応加算として 100 単位/回 加算されます。

③ 特定事業所加算（Ⅰ）について

当事業所は特定事業所加算（Ⅰ）の要件を満たしており、所定単位数の 20%加算されます。

④ 特別地域加算について

当事業所は特別地域加算の要件を満たしており、所定単位数の 15%加算されます。

⑤ 処遇改善加算（Ⅰ）について

所定単位数（基本報酬および各種加算の合計単位数）×27.4%が加算されます。

⑥ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）について

介護職員の確保・定着につながるように厚労省通達により令和元年 10 月 1 日付で新設されました。所定単位数（基本報酬および各種加算の合計単位数）×7.0%が加算されます。

* 基本料金に対して、早朝（午前 6 時～午前 8 時）、夜間（午後 6 時～午後 10 時）帯は 25%増しとなります。

* 料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅介護計画に定められた目安の時間を基準とします。

* やむを得ない事情で 2 人で訪問した場合は、2 人分の料金となります。（この場合、事前に同意を頂ます）

▶ 交通費について

美里町にお住いの方は無料です。

それ以外の地域の方は、訪問介護員がお尋ねするための交通費の実費が必要です。

▶ キャンセル料について

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先：電話 0964-47-2600）

ご利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
ご利用当日の朝までに連絡があった場合	当該基本料金の 10%
連絡がなかった場合	当該基本料金の 50%

* その他詳細については「重要事項説明書」をご参照ください。



ヘルパーステーション ひまわり

下益城郡美里町二和田 1233（陽光園）

☎ 0964-47-2600